

平成 31 年 4 月 10 日  
都市整備局都心再生課

「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」に関する意見公募について

横浜市では、平成 31 年 1 月、関内駅周辺地区の新たなまちづくりの方向性を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」を策定し、関内駅周辺地区において、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進めるとともに、来街者や住民が安心して楽しく歩ける「歩きやすい地区」を目指しています。

このたび、関内駅周辺地区が「歩きやすい地区」となることを実現する上で必要な駐車場整備に関する事項を定めるため、「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」を策定することを予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

平成 31 年 4 月 10 日（水）から平成 31 年 5 月 15 日（水）まで

2 御意見提出方法

「意見提出用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の受付・回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-machilab@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 都心再生課 宛

※メール件名に「関内駅周辺地区駐車場整備ルールに関する意見公募」と表記してください。

(2) 郵送の場合

宛先：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市 都市整備局 都心再生課 宛

(3) FAXの場合

FAX番号：045-664-3551

横浜市 都市整備局 都心再生課 宛

### 3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市 都市整備局 都心再生課 宛  
電話番号：045-671-3962

※ 電話による御意見の提出は御遠慮くださいますよう、お願いいたします。

以上